

学問へススメ

～技術系営業マンの学位取得奮闘記～

第6回

佐藤 隆

Scientific Misconduct (科学的不正行為) について

この「学問へススメ」の連載を書き始めて今回で一年が経過しようとしている。この間に日本では実験データの改ざんなどの科学的不正行為「Scientific Misconduct」に関する重大事件が4件も発生した。今回は、「Scientific Misconduct」が及ぼす社会的問題について考えたいと思う。

2014年という年は、重大な「Scientific Misconduct」事件が立て続けに表面化したという意味で、日本の科学史上最も不名誉な年として記憶されるかもしれない。その4件とは、①ノバルティスの降圧剤「ディオバン（「成分名：バルサルタン」）」の臨床データ改ざん事件（以下「ディオバン事件」）、②J-ADNI 臨床試験データ改ざん疑惑事件（以下「J-ADNI 事件」）、③飯塚事件の再審請求棄却事件（以下「飯塚再審事件」）、そして連日マスコミが大騒ぎした ④STAP 細胞論文事件（以下「STAP 事件」）である。

ディオバン事件と利益相反問題

「ディオバン事件」は、年間一千億を売り上げているスイスのノバルティスファーマ社（以下、ノバルティス社）の大ヒット医薬品についての臨床データの改ざん問題である。改ざんの疑いのあるデータに基づき2007年頃から医学専門誌に掲載された論文のほぼ全てが取り下げられるという問題に発展した。ノバルティス社は年商4兆7千億円の世界第2位の巨大製薬会社である。ちなみに武田薬品は年商1兆7千億円ぐらいなので、ノバルティス社がいかに巨大企業かがわかる。疑惑が持たれているのは、ノバルティス社がディオバンの巨額の売上げを維持する為に、ディオバン投与による脳卒中や狭心症などのリスクが半減したように見せかけ、臨床データを改ざんし医学雑誌に発表したの

ではないかという問題である。ノバルティスの関係会社の社員が大学病院に出入りし、臨床試験患者のデータをノバルティス社の都合が良いように改ざんした可能性が指摘されている。

ちょうどこの原稿を書いている時、ディオバンの臨床研究データを改ざんしたとして、ノバルティス社の元社員が薬事法違反（誇大広告）容疑で逮捕された。改ざんデータで営業した事に対する、誇大広告違反に対する逮捕であった。にもかかわらず日本のノバルティス社のディオバンのホームページには、未だに「(ディオバン) の臓器保護作用は多くの大規模臨床試験で確認されています。<http://www.diovan.jp/medical/index.html>」と書かれており、ノバルティス社は倫理的に今回のデータ改ざん事件とそれによって得られた不正な売り上げ疑惑をどのように考えているのだろうかとの疑問に感じてしまう。売り上げ4兆7千億円規模のノバルティスからすれば、1千億円規模のディオバンでのデータ改ざん事件は、小さな問題でしかないのかもしれない。

データの改ざんとそれにとまなう薬事法違反（誇大広告）容疑は、明らかに不正であるが、例え、薬事法違反が今後の裁判で否定された場合でも、研究者からは大きな問題が指摘されている。それは、ノバルティス社（又はその関連会社）の社員が、所属を隠してディオバンの論文執筆者として掲載されていたこと。又、一部の大学病院では、その社員が大学に出入りし研究データに触れる事のできる立場にいたという事実であり、この研究体制そのものが、「利益相反関係にある人物が研究に関与してはならない」という研究倫理上の科学的不正行為「scientific misconduct」に当たるのではないかという問題である。ディオバン事件では、このような利益相反問題が指摘された大学が5大学以上にも及び問題の深刻さが指摘されている。

過去、利益相反関係にある研究者（殆ど企業の社員）が関与した論文において多くのデータ改ざん疑惑が発覚したことから、多くの学会で現在、利益相反関係者の研究への関与を排除しようとしている。臨床試験の公正さを保つ為に、「利益相反 (COI: Conflict of Interest)」が厳格に論文提出時に管理されるようになった。つまり、論文を提出する際に「私は、この研究と研究結果について、利益相反の関係にはありませんという」宣誓書を、論文と一緒に提出しなければならないのである。ノバルティス社の社員は、ディオバンの臨床研究に携わりながら、この利益相反の関係を隠匿していたとされ、科学的不正行為「Scientific Misconduct」があったのではないかと問題視されているのである。

ディオバンは保険薬であるので、その7割以上が国民の健康保険でまかなわれており、改ざんデータによる捏造された効果で医師が騙されて国民の貴重な保険料が数千億円の規模で使われてきたことになる。正確に言えば、ディオバンの血圧降下効果は現在も否定されていないので、取り下げられた論文に書かれた予防効果（脳卒中や狭心症などの

リスクが半減するという臓器保護作用) が捏造であった可能性がある。ディオバンと同様の効果のある降圧剤の価格差は、約 1.5 倍から 2 倍程ディオバンの方が高いとされている。医師が、捏造された予防効果により価格の高いディオバンを使用したとすると、ノバルティスの不当な利益は、ディオバンの年商が 1000 億の場合、250 億から 500 億円ぐらいになる。ディオバンは、海外の医薬品メーカーの特許製品であることからその売り上げの大半が輸入代金として海外へ支払われており、国レベルで見た経済的損失は日本で製造された医薬品を使用した場合よりも遥かに大きくなる。

医科大学だけの話ではないが、日本の大学では、利益相反関係を知りながら、メーカーや製薬会社の社員に論文データのまとめや解析、英語への翻訳等を手伝わせる慣習が残っており、このままこれを放置すれば、日本の科学論文に対する重大な国際的信用失墜を招くことになる。問題なのは、論文提出時に先ほどの利益相反の関係を否定する宣誓を行うのは論文の著者だけなので、これでは不十分であり、コレスポンドイングオーサー（論文執筆責任者）は、共同著者だけでなく、研究に関与した全ての関係者についても利益相判に関する責任を負わなくてはならない。つまり、共同著者に掲載しない人であっても利益相反関係にある人を研究データに近づけてはならないのである。

さらに、重要なのは、その法的な拘束力であり、今回のディオバン事件の結果からも明らかのように、大学の利益相反の管理が甘ければ、企業は一つの論文で数百億円の不当な利益を得られる可能性があることから、誇大広告違反などではなく、独占禁止法の罰則規定に類似した、企業の不当利益の金額に連動した懲罰的罰金刑を課す必要がある。さもなければ、このような事件に歯止めをかける事はできないだろう。

J-ADNI 事件、もう一つの利益相反疑惑

ディオバン事件と同様な製薬企業が絡む利益相反疑惑事件がもう一つ発生している。J-ADNI 事件である。J-ADNI とは、アルツハイマーの早期発見を目指す 33 億円をかけた大規模な国家プロジェクトで、臨床データの改ざんが行われているという内部告発に端を発した事件である。J-ADNI は、アメリカの NIH が主導するアルツハイマー病の研究プロジェクト「ADNI」にならって命名され、2007 年からスタートしている。日本の現政権は、J-ADNI を含む日本版 NIH 構想（アメリカの最大の医学科学研究機関 NIH）を成長戦略の目玉に掲げ、予算案に 1600 億円を計上しようとしている。

この事件を内部告発した元東大教授の S 氏は、このプロジェクトでデータチェックを受け持つ責任者の一人であった。S 元教授は、このプロジェクトのデータ改ざんの疑惑を知ると 2013 年 11 月に厚労省に告発メールを送った。通常であればそこで第三者委員などからなる調査委員会が立ち上がり厳正な審査をしなければならないはずである。し

かし、とんでもないことに厚労省の担当者は、そのメールを告発対象の研究チームの責任者である東大の現教授である I 氏に転送し、内部告発された情報をそのまま横流しにしたのである。そして、厚労省は S 元教授の内部告発に耳を傾けず、詳細な調査もしないでそのまま無視しようとした。厚労省と I 教授にこの事件が隠蔽されると感じた S 元教授は、新聞社に情報提供した。そのような経緯を経て、2014 年 1 月にこの改ざん疑惑が新聞で報道され一連の事実が明るみに出たのである。

その後、この臨床試験に関係する医薬品メーカーの E 社の出向社員が、S 元教授が保管していた証拠資料を勝手に持ち出し隠滅工作とも取れる行動を起こしたことが明らかになった。S 元教授は、その工作を行った E 社の社員を実名告発するという事態に発展した。一方、監督機関であるはずの厚労省は、既に東大の I 教授に調査を依頼していると責任逃れの状態に有り、I 教授は、調査したが問題はなかったと開き直り調査委員会も設けない状態を続けていた。さらに、S 元教授を人間関係のもつれから出た不当な告発として学会を巻き込んで信用失墜工作ともれとれる活動を行ったことも表面化した。

2014 年 5 月に入り東大 I 教授の隠蔽工作疑惑が新聞により暴露されると、厚労省もようやく重い腰を上げ、「(厚労省は、I 教授に対して情報の) 保全を求めたものに少しでも手を加えるのはおかしい」として I 教授から事情を聴く方針だという。2014 年 5 月 27 日の朝日新聞電子版によると J-ADNI の研究トップが調査妨害工作に加担した疑いが浮上したため、研究体制が見直される可能性が出てきたとしている。

現政権は、このプロジェクトを含む日本版 NIH プロジェクトに、総額 1600 億の年間予算を付けるとしており、日本の一流製薬会社が群がる巨大な利権プロジェクトになる可能性がある。製薬企業が、最も欲しいのは、このプロジェクトから生まれる成果であり、その成果によっては、既存の医薬品の適用拡大や、新薬の開発が急ピッチで進むことになる。結果的に、製薬企業には大きな利益が転がり込むわけで、何としてでもこのプロジェクトを推進したいと願っている。問題は、そのような利益相反関係のある製薬企業が絡んだ研究プロジェクトで科学的に公正な結果が得られるかという疑問である。国民にとり、既存医薬品の適応拡大や新薬の開発は大歓迎だが、そのデータが、捏造や改ざんを受けた虚偽の結果であっては絶対に困るのである。

J-ADNI 事件、ディオバン事件の共通性

この J-ADNI 事件は、データねつ造という、研究不正が行われた疑惑事件であるとともに、製薬会社という利益相反問題に絡む社員が関与した事件でもあることから、ディオバン事件との共通性が見えてくる。J-ADNI 事件で S 元教授に告発された社員の属する製薬会社の E 社は、アリセプト（ドネペジル塩酸塩）というアルツハイマー型認知症

(痴呆) 進行抑制剤を販売している。外国製薬メーカーに押されがちな日本の医薬品市場で、アリセプトは日本国外市場でも市場占有率 8 割以上を誇るという奇跡的な快挙を成し遂げており、日本の製薬企業が目指すべきオリジナル新薬（業界では「ピカシン」と呼ばれる）の金字塔でもある。2010 年にこの基本特許が切れたため、今後ジェネリックが浸透してくる可能性があり、E 社は、この医薬品の適応拡大や、DDS 製剤の開発（製剤化により既存の医薬原料の効果を高めたり、副作用を抑制したりする技術）や、次世代のアルツハイマー剤開発等に必至に取り組まなければならないという現状があった。したがって、E 社は、アルツハイマー薬の臨床研究においては利益相反の関係にある可能性が高いが、研究データに触れる事のできる社員を研究プロジェクトの内部に送り込む事ができていたと考えられる。特許切れと言え、ディオバンの特許も 2014 年で切れるということであり、巨大な売上げを維持していた製品の特許切れにともなう売上減少という危機感が、その製薬会社の社員を不正へと駆り立てた可能性もある。

J-ADNI 事件とディオバン事件という 2 つの利益相反事件が現政権下で 2014 年というほぼ同じ時期に露呈したということは、J-ADNI や日本版 NIH 構想などに絡む研究予算のバラマキがまさに今進行しつつあり、その金脈に群がる研究者や企業の内部対立や妬み等による抗争事件とみることもできるのかもしれない。

理化学研究所の責任者は STAP 事件の 3 月 14 日調査会見で「未熟な研究者の研究倫理規定違反」を強調したが、J-ADNI 事件の現在の東大と厚労省の対応を見る限り、日本で進行しつつある研究者のデータねつ造問題は、一個人に対する「未熟な研究者の研究倫理」「日本の学術界の信用失墜」の問題だけでは済まされない巨大な利権構造が絡む大きな社会問題に発展する可能性がある。その意味で、ノバルティス社の元社員の一人逮捕でディオバンのデータ捏造事件を終わらせてはならない。今、この不正が明るみに出た段階で、理化学研究所だけではなく徹底的に J-ADNI や日本版 NIH 構想の「研究体制」を見直す必要を感じる。特に J-ADNI 事件にからむ利益相反問題を徹底的に追求し、どうしたら、今後利益相反企業を、関係する臨床試験から追放できるかを真剣に考えなければならない。それを行わなければ、①官僚による事業予算化 → ②大学や国立研究機関での研究結果 → ③製薬企業の利益 → ④政治家への献金+官僚（国立の研究機関の教授なども含む）の天下り企業の出現 という 20 世紀後半に日本で行われたゼネコンと政治家+官僚の利権構造を彷彿とさせる、新たな利権構造を生み出す温床になってしまう可能性がある。ノバルティスのディオバン事件は、数十億の予算で行われた大学の臨床試験のデータ捏造が、年間 100 億円を超える不正な企業利益、年間 100 億を超える国民の保険料の無駄遣いを生み出すことになってしまうということを示している。この不正に終止符を打てない限り、日本で開発された医薬品は世界でその信用を獲得す

ることはできず、医薬品市場だけは、いつまでも外国企業に占拠され続けてしまうことになる。日本版 NIH 構想などのこれから行われる巨大プロジェクトの研究システムの公正さがまず確立されなければ、真の科学的成果は得られないだろう。臨床研究からの利益相反企業の排除は、まさにその第一歩であると考えられる。

利益相反に対する罰則法制化の必要性

利益相反違反を取り締まるには、その研究規模に応じた懲罰的罰金をともなう規制法を成立させなければならないだろう。談合問題を取り締まる独占禁止法の罰則が企業にとり厳しいように、巨額の研究費が投じられる研究の利益相反を厳重に取り締まる法律が必要とされるのである。それらが法律で取り締まれない限り、第二のノバルティス事件や J-ADNI 事件は、発生し続けるだろう。今回のディオバン事件のように薬事法の誇大広告違反では、企業が虚偽の広告を掲載した後にしか逮捕できず、実際に企業が利益を上げてしまっただけでは逮捕できない。又、企業は広告以外の宣伝方法（例えば学会発表など）も可能な事から、広告を取り締まるのは難しい。従って、このような臨床試験のデータ捏造を生む土壌を、元から改善しなければこのような事件を取り締まる事は困難であろう。その為には、利益相反関係による研究自体を違法にする以外に方法は無い。

J-ADNI 事件が、有耶無耶にされるようなことがあれば、そこには政治家や官僚（教授などの研究管理職を含む）への金の流れが関与していることを疑わなくてはならないだろう。単なる個人の研究者や会社の社員の研究倫理の問題を遥かに超えた巨悪の存在がそこには見え隠れする。

日本における政治家＋官僚（研究管理職を含む）＋利権企業が絡んだ日本独特の利権構造を「官産学複合体」と呼ぶとすれば、この利権構造は、アメリカの「軍産複合体」と肩を並べる規模の、巨大な規模の利権構造であり、国民の膨大な税金や保険料が投入されている。データ捏造事件は、その隠された巨大な利権構造のほころびから生じる痕跡のようなものであり、個人の責任が問われる研究倫理問題に留まるものではなく、巨大利権に絡む多くの捏造、改ざん行為の一つがたまたま表面化した事例であると考えられる。

官僚の目指す新たな利権構造

STAP 事件で国民の関心が、J-ADNI 事件からマスコミの関心が薄れることは、厚労省や関係する製薬企業にとって最も望ましいことである。この様な国家プロジェクトレベ

ルのデータ改ざん問題を防止できるか否かを、真剣に考えないと、巨大な予算がつぎ込まれるプロジェクトであればある程、利益相反関係にある企業や政治家が私腹を肥やすことになるだろう。

今、日本は経済成長期から経済安定期に移行し、国家予算の使い方が国民の医学健康問題に移行してきている。その中で J-ADNI を含む日本版 NIH 構想は、官僚、大学研究機関、産業界が両手を挙げて賛成できる巨大プロジェクトであり、新たなる巨大利権構造として育成できるまたとないチャンスなのである。我々国民は、J-ADNI 事件を単なるデータ改ざんの不正問題としてだけではなく、巨大利権の絡む利益相反問題として、今後も慎重にその経過を監視しなければならない。J-ADNI から出された研究結果によって、誰が最も利益を得るのかを最終的に辿らなければ、この問題の最終的顛末は見えてこないだろう。S 元教授の内部告発が無駄になるようなことをしたら、日本の未来はない。第二第三のノバルティス事件、J-ADNI 事件を生むことになり、数千億の国民の財産が無駄遣いされてしまうのである。

同様な危険性をはらむ巨大予算プロジェクトは J-ADNI が含まれる日本版 NIH 構想ばかりではない。現政権が、矢継ぎ早に打ち出している政策をよく見て欲しい。どれもこれも巨額の税金が必要なプロジェクトばかりなのだ。これは、少しでも国民が監視を怠れば新たな利権構造が次から次へと構築されてしまう危険性をはらんでいる。そして、軍事や防衛という隠れ蓑により、プロジェクトの透明性が失われれば権力や官僚の思う壺である。核兵器開発も簡単にできてしまうだろう。特に、新法や新制度というのは、その中に国民が知ることができない抜け穴が用意されており、最終的には政治家や官僚、そして官僚とともに法案を通そうとする国立研究所や大学の幹部学者、関連企業が私腹を肥やす仕掛けが数多く作られている可能性がある。

1) 「特定国立研究開発法人（仮称）」制度法案

STAP 事件で明るみに出た「特定国立研究開発法人（仮称）」制度法案も新たな利権を作れる法案の一つとして考えることができる。この法案は、科学立国日本を目指す過程で、「新たな種類の官僚」を生み出しつつあるともいえる。新たな種類の官僚とは、科学振興という名目で作られた国立の研究所や大学の教授などの上級管理職の学者である。これらの先生方は、「みなし公務員（職務の内容が公務に準ずる公益性および公共性を有しているものや、公務員の職務を代行するもの）」と呼ばれ、政府の政策の立案や予算の配分に大きく関与できるので「高級科学官僚」ともいえる。アメリカやヨーロッパの政治体制においてもこれらの高級科学官僚は大きな権力を持っている。「特定国立研究開発法人（仮称）」制度法案は、これら「高級科学官僚」の給与を青天井にして、巨額の利権を確保しようとしている法案という見方もできる。これらの高級科学官僚が、「日本は資

源がないので〇〇技術の振興に力を注がねばならない」と一言いえば、それを良いことに、文部省、厚労省、通産省などのお友達官僚が予算を付ける。予算の内容が専門知識を要する科学の問題であるので、国民が「No」と言うには極めて困難である。これらの「高級科学官僚」の暴走をくい止めるには、国民自身が科学を勉強して反論できる体制を作るしかない。そこに「サラリーマンのための学問のススメ」の必要性が見えてくる。この「特定国立研究開発法人（仮称）」制度法案の問題については、次号でさらに詳しく触れたい。

2) 原子力産業利権の継続の問題

2011 年の福島原発事故後の 2012 年 6 月 20 日 原子力規制委員会設置法が成立し、当時の民主党政権の下での「革新的エネルギー・環境戦略」において 2030 年代に原発稼働ゼロを目指すとする脱原発路線が打ち出され、日本の原子力発電も廃止される方向性が示された。しかし、2012 年 12 月に自民政権に変わり政策は一変する。2011 年の福島第一原発事故から 3 年余りしか経過していない 2014 年 4 月、政府は改定したエネルギー基本計画で、原発を「重要なベースロード電源」として位置づけ、原発の再稼働、即ち従来の原子力に絡む利権構造の継続に向け更に膨大な国税を継続して注ぎ込むことにした。

3) 日本版軍産複合体のスタート

現政権下では、自民党が長年踏襲して来た武器輸出三原則をも 2013 年末にいとも簡単に緩和してしまい、党内でも反対が多かった特定秘密保護法の成立を強行し、2014 年に入って集団的自衛権の容認に向け必死になっている。これらの一連の法案の改訂、新設、解釈変更の動きは、「中国の暴走に歯止めをかけ、日本を守るため」と言いたいのだろうが、見方を変えれば、アメリカを手本とする日本版の軍産複合体 (Military-industrial complex) の構築に向け、あらたな利権構造を構築しようとしているともとれる。NHK で 2013 年に放映されたドキュメンタリー「オリバー・ストーンが語るもうひとつのアメリカ史」でも、戦争の脅威を煽ることによって軍産複合体が巨大な利益を得て来たことが語られている。その軍産複合体の中心的役割を果たしたグループの一つが、実は「高級科学官僚（国立研究所や大学の教授など）」達ではなかったのか。

日本がいかにも軍備増強しても、憲法 9 条をどう解釈し改訂しても、アメリカに GDP であと数年で追いつくとされる巨大軍事国家の中国に勝る軍事体制を作れるとはどうも思えない。政府と官僚は、中国の脅威を騒ぎ立て日本の中に軍備増強に伴う軍産複合体とそれから得られる利権構造を作ろうとしているだけなのではないだろうか。実は同様な事が中国についてもいえることも忘れてはならない。中国共産党が進めているあらゆる政策、特に軍事産業は高級党員と軍部官僚の利権の巣になっていると考えられる。

中国共産党も国民の利益を根こそぎ軍事産業に注ぎ込もうとしている様に見える。その為には東シナ海や南シナ海、ウイグル地区などでの紛争や暴動が不可欠なのである。

これら多くの政権下で推進される軍事政策は、国民経済の活況を前提条件とし、そこから得られた巨額の国税を、権力者の利権構造の構築につぎ込む政策のように見えてしまう。このような疑問を持つのは私だけだろうか。

検察が行う科学捜査データ捏造で人が簡単に死刑になるわけ？

日本中が STAP 細胞事件報道で大騒ぎしている 2014 年 3 月末、もう一つの重大なデータ捏造事件に関係する裁判の判決が福岡地裁より出された。STAP 細胞という国民の関心がそちらに向いている時に、「今がチャンスだ、出してしまえ」とばかりにタイミングを計っていたような判決である。2014 年 3 月 31 日に出された飯塚事件の再審請求棄却がそれである。この事件に私が興味を引かれるのは、検察だけでなく、司法も手を組んでこの事件を闇に葬り去ろうとしているようにも見える点にある。この問題に絡む検察の証拠データの改ざんも酷いが、日本における司法の独立とは、何なのかを考えさせられる事件でもある。

そもそも飯塚事件とはなんであったのか。1992 年、福岡県飯塚市で小学 1 年の女兒 2 人が殺害された。事件の起きた地名から「飯塚事件」といわれる。久間 三千年（くまみちとし）という人物が逮捕され、死刑判決が確定し、死刑の執行が 2006 年に行われた。即ち、元死刑囚の久間さんは既にこの世にはいない人なのである。久間さんの死刑が確定してから執行されるまでは、僅か 2 年しか経過しておらず、これは日本の死刑執行の歴史の中でも異例（異常な）の早さであったと指摘されている。飯塚事件の詳細については、多くのホームページの資料や番組などが動画アーカイブとしてインターネットから閲覧できるので参考にされたい。

司法がどうしてこれ程まで久間さんの死刑を急がなければならなかったのかという疑問が大いにある。遺族は、彼の死後も彼の無実を求めて 2009 年に再審請求を行い、その判決が 2014 年 3 月 31 日に福岡地裁であった。前述のように、この再審請求は棄却されてしまったのである。

今回の再審請求の争点の一つが、証拠として検察から提出された血液の DNA 型鑑定の電気泳動の写真である。DNA 鑑定には様々な方法があるが、今回の疑惑は、検察側が提出してきた DNA を電気泳動した写真について大きな疑惑が指摘されている。検察側の鑑定証拠の電気泳動画像の一部が検察側の主張に都合の良いように切り取られ、編集されていたという疑惑が持たれているのである。この事実は弁護団が、この DNA 鑑定を行った警察庁の科学警察研究所（科警研）から取り寄せた、電気泳動写真と比較した

ことにより明らかになった。STAP 事件の電気泳動写真の切り貼り問題でも指摘されていたように、電気泳動写真を自分の思惑どおりに切り貼りすることは、重大なデータ改ざん行為となる。久間さんの死刑判決を左右しかねないが重大裁判の証拠にこのような検察側による証拠の改ざん問題が発覚したことは驚愕に値する冤罪要素を含む判決であったといえよう。そして既に久間さんの死刑は確定し、執行されてしまっているのである。検察あるいは、科警研による DNA の電気泳動写真の改ざんによって、久間さんの死刑判決が確定したのであれば、これは、まさに日本の検察の歴史に重大な汚点を残す事件となろう。そして、久間さんの異常に早い死刑の執行は、いったい何を物語るのか。日本の司法の暗部が見えてくるとてつもなく深淵な暗闇を持つ事件なのだろうか。(続く)